

第百八十九回国会

参議院外交防衛委員会会議録第十五号

平成二十七年五月二十一日(木曜日)

午前十時一分開会

委員の異動

五月二十日

辞任

松山 政司君

北澤 俊美君

新妻 秀規君

五月二十一日

辞任

石川 博崇君

補欠選任

馬場 成志君

野田 国義君

石川 博崇君

補欠選任

河野 義博君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

片山さつき君

北村 経夫君

佐藤 正久君

三木 亨君

大野 元裕君

荒木 清寛君

委員

宇都 隆史君

小坂 憲次君

末松 信介君

豊田 俊郎君

馬場 成志君

小西 洋之君

野田 国義君

福山 哲郎君

藤田 幸久君

石川 博崇君

河野 義博君

小野 次郎君

井上 哲士君

国務大臣

外務大臣

防衛大臣

副大臣

外務副大臣

防衛副大臣

大臣政務官

防衛大臣政務官

政府特別補佐人

内閣法制局長官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

外務大臣官房長

外務大臣官房地

球規模課題審議官

外務大臣官房審議官

外務大臣官房参事官

外務省北米局長

経済産業省貿易

管理部長

資源エネルギー

庁資源・燃料部

環境大臣官房庶

務・リサイクル

政策局長

環境省総合環境

政策局長

環境省環境保健

部長

アントニオ猪木君

浜田 和幸君

糸数 慶子君

岸田 文雄君

中谷 元君

城内 実君

左藤 章君

原田 憲治君

横畠 裕介君

宇佐美正行君

上月 豊久君

尾池 厚之君

山上 信吾君

吉田 朋之君

富田 浩司君

坂口 利彦君

住田 孝之君

鎌形 浩史君

北島 智子君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○水銀に関する水俣条約の締結について承認を求め

めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○防衛省設置法等の一部を改正する法律案(内閣

提出、衆議院送付)

○委員長(片山さつき君) たいまから外交防衛

委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、新妻秀規君、松山政司君及び北澤

俊美君が委員を辞任され、その補欠として石川博

崇君、馬場成志君及び野田国義君が選任されまし

た。

○委員長(片山さつき君) 政府参考人の出席要求

に関する件についてお諮りいたします。

水銀に関する水俣条約の締結について承認を求

めるの件の審査のため、本日の委員会に、理事会

協議のとおり、政府参考人として外務大臣官房長

上月豊久君外八名の出席を求め、その説明を聴取

することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(片山さつき君) 御異議ないと認め、さ

よう決定いたします。

○委員長(片山さつき君) 水銀に関する水俣条約

の締結について承認を求めるの件を議題といたし

ます。

本件の趣旨説明は既に聴取いたしておりますの

で、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○馬場成志君 おはようございます。自由民主党

の馬場成志でございます。

本日は、私が熊本県出身ということで御配慮を

いただいたと思います。感謝を申し上げながら質

問に入らせていただきます。

まず最初に、岸田外務大臣にお尋ねでございま

すが、私は熊本県会議員時代から、特に水俣病対

策特別委員会のメンバーとして水俣病問題には取

り組んでまいりました。

昭和三十一年、高度成長前のまだ貧しかった日

本が国全体で経済的豊かさを求めていく中で、公

害の原点と言われている水俣病が公式確認されま

した。水俣病のために多くの命が奪われただけで

なく、地域全体に対して差別や偏見の目も注が

れ、地域は大きなダメージを受けました。水俣病

公式確認から五十九年たった今も水俣の負のイ

メージは完全に払拭されたとは言えず、また、救

済を求める多くの方々がおられる状況にありま

す。水俣病の問題は、熊本県政の最重要課題であ

るとともに、国にとっても大きな課題でありま

す。

一方、水俣は、市民の力で地域のきずなを取り

戻して再生への歩みを進めています。また、不知

火の海は、多くの人々の絶え間ない努力を経て静

けさと美しさを取り戻しております。

そのような中、平成二十五年、熊本市と水俣市

で水俣条約外交会議が開催され、百四十の国と地

域から千人を超える参加を得て、水銀に関する水

俣条約が採択されました。

まずは、水俣の地名を冠した本条約の持つ世界

的な意義についてお尋ねをいたします。

○国務大臣(岸田文雄君) まず、熊本県議会時代

からこの水俣病問題に取り組んでこられました委

員の御努力に敬意を表し申し上げます。

そして、我が国は、この水俣病の経験を踏ま

え、世界各国における水銀汚染対策の強化を進め

るべきという立場から、本条約の交渉に積極的

に参加をしてきました。特に、この水俣病と同様の

健康被害及び環境汚染が二度と繰り返されてはならないという強い決意を示すために、我が国は、この条約採択の外交会議を我が国に誘致いたしましたし、また、同様の観点から、この条約の名称を水俣条約とする提案をし、各国の幅広い賛意を得た次第であります。

本条約の意義ですが、水銀が人の健康及び環境に及ぼすリスクを低減するための包括的な規制を定める、こうした重要な条約であると認識をしています。その意味で、水銀から人の健康と環境を保護するための国際的取組の推進に大きく寄与するものであると認識をいたします。このため、条約を早期に発効させ、実効性を確保していくことが重要だと考えます。

水俣病の経験をする我が国として、是非、我が国自身が本条約を早期に締結し、こうした取組の推進に積極的に貢献をしていきたいと考えております。

○馬場成志君 ありがとうございます。今、お気持ちも込めて御答弁をいただいたと思います。

続いて、外務省にお尋ねをいたしますけれども、昨年十一月に行われた政府間交渉委員会を訪れた水俣病患者が、今、岸田大臣からも急いでやるというような話をいただきましたと思いますが、海外のNGOから、日本は水俣病の発生国である、また、日本で条約が採択されたのになぜまだ条約を批准していないのかと問われて大変悲しい思いをしたというのを聞きました。患者が言われたように、我が国は水俣病の発生国であり、条約が採択されたのはこの日本であり、その日本が世界に先んじてこの条約を批准し、条約が発効されるような国を後押ししていくことが我が国の果たすべき役割ではないでしょうか。

なぜ一番でなかったかということを確認したいところもありますけれども、今日はそこについてはお尋ねはしません。私も、国会をしつかりと通過させていただいて、速やかに手続を進めていただきたいというふうに思っています。

ここからが質問でございますが、ほかの国が早期に条約を締結するよう、どのような働きかけをしていくのか、聞かせていただきたいというふうに思います。

岸田大臣は、本条約の署名後、我が国の支援策として、途上国の環境汚染対策のために三年間で総額二十億ドルのODAによる支援を実施することを表明されました。また、本条約について、途上国が締結することを支援するために、水銀汚染に特化した人材育成支援を新たに実施することを表明されました。我が国が率先して途上国支援を表明し、水銀をその生活環境から排除していく努力は重要なことであります。外交会議でこのような支援策を表明した意図についてお尋ねをいたします。

加えて、これら表明された支援策が現在までにどのように実施されたのか、お尋ねをいたします。

○政府参考人(尾池厚之君) お答えを申し上げます。

委員御指摘のとおり、水銀の使用、排出の削減に対しまして先進的な取組を行ってきた我が国といたしまして、世界から水銀による健康被害や環境汚染をなくすために、本条約の早期発効に向けた後押しを行うことは極めて重要でございます。努力をしていきたいと考えてございます。

この観点から、平成二十六年の水俣条約外交会議において、安倍総理及び岸田外務大臣から、途上国の環境汚染対策を支援すべく、大気汚染、水質汚濁対策及び廃棄物処理の分野で、平成二十六年一月からの三年間で総額二十億ドルの支援を行うことを表明したところでございます。これらのうち、二〇一四年十二月の時点ではございますけれども、下水道設置の整備計画ですとか火力発電所建設計画など、七か国計九件の計画に対する支援を決定してございます。また、水銀汚染防止に特化した人材育成を行うべく、JICAの枠組みにおきまして、平成二十六年から三年間、途上国などの水銀分野での人材育成を行う予定でございます。

まして、昨年は七か国から十名の研修を受け入れたところでございます。

○馬場成志君 本来の目的であります公害防止に最大の効果というものを引き出していただけるように使われると同時に、条約締結につながるよう生かしていただきたいというふうに思います。

次は、環境省に対してお尋ねをします。

現在、我が国で水銀が使用されている製品対策についてであります。我が国の現在の水銀使用量は、水俣病の当時には最大で二千五百トン程度でありましたが、現在では約八トン程度に削減されております。しかし、いまだ主に蛍光灯や計測器製造などの製品製造用途に使用されております。今後は水銀が使用されていない製品や使用量が少ない製品への転換を促進する必要がありますが、現状ではどの製品に水銀が含まれるかどうかの情報が十分ではないと思われまして。

熊本県では、水銀フリー熊本宣言を行い、国に提言をしていますが、提言の一つとして、製品の製造事業者、輸入事業者及び販売事業者に対して、製品中の水銀の有無及びその量を明記し、水銀含有製品の廃棄方法について表示を行うよう働きかけるとされております。

私も、製品廃棄時だけではなくて、製品選択時にも資するような情報提供を行わせることが水銀フリー社会を日本でつくっていくために必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(北島智子君) お答えいたします。

御指摘のとおり、正確な情報を消費者に提供することは極めて重要であると考えております。本法案におきましては、条約の要請より踏み込んだ措置として、水銀使用製品の製造や輸入を行う者が水銀等の使用に関する表示を行うことなどにより、消費者が適切に分別、排出するために必要な情報を提供する努力義務を規定しております。また、この措置を講ずることによって、消費者が製品を選択する際の効果もあると考えております。法案を成立させていただきまして、速やかに対象範囲や消費者にとって分かりやすい表示の在

り方も含め、情報提供に関する一定の指針を作成し、事業者に求められる具体的な取組の内容を明らかにしてまいります。

○馬場成志君 よろしくお願ひします。

ほかに、地方自治体においての負担増というものがまた別に発生してくるかというふうに思っております。また、これは事前にお聞きした中では、大概のことはもう地方自治体でもやっておるというようなことでありますから、新たに発生することはないだろうというようなことでありますけれども、現場というものは本場に様々なことが起きますので、その辺りは地方の自治体ともしっかりと連携を取っていただきたいというふうに思います。

次は、経済産業省へお尋ねをさせていただきます。

輸出に関してですが、日本には現在、水銀の一次鉱山は存在しませんが、我が国で行われる銅や亜鉛などの非鉄金属の製錬過程において必ず発生してしまう副生物に水銀が含まれており、この副生物から水銀をリサイクル抽出して世界中に輸出しているという現状があります。我が国からの水銀輸出を全面禁止しないのはなぜでしょうか。

○政府参考人(坂口利彦君) お答え申し上げます。

我が国から輸出される水銀は、委員御指摘のとおり、一次採掘由来ではなく、非鉄金属製錬過程からリサイクルされたものが大半でございます。世界的には条約発効後も一定量の水銀需要があることを踏まえ、我が国からの水銀の輸出を止めることは、かえって他国において水銀鉱山からの新たな水銀採掘の増加を招くおそれがございます。このような観点も踏まえ、我が国といたしましては、一定の場合を除き、水銀の輸出を原則として禁止することとしております。具体的に申し上げますと、水銀に関する水俣条約に基づく水銀の輸出規制につきましても、外国為替及び外国貿易法におきまして、水銀の輸出が条約上許可される用途で使用されることなどが確

認できる例外的な場合に限りまして輸出を承認することを予定しております。また、我が国独自の措置といたしまして、零細及び小規模の金の採掘や暫定的保管のみを目的とする水銀の輸出を禁止することとしております。

○馬場成志君 それでは、その輸出規制についてはまた具体的にどのように行うのか、お尋ねします。その規制措置で、我が国から輸出される水銀が海外で環境汚染を起こすことはないかと保証できるか、政府の考えをお尋ねします。

○政府参考人(坂口利彦君) 我が国から輸出される水銀が輸出先国で不適切に使用され、健康被害や環境汚染を引き起こさないことを確実にする必要があります。このため、外為法に基づき行います事前の輸出審査におきましては、輸出先国での水銀の最終用途及び最終需要者などにつき厳格に確認をすることを予定しております。加えまして、事後的にも適宜輸出者に対して報告を求めることによりまして、最終用途及び最終需要者などにつきまして輸出承認時の内容とそが一致しないことを確認するなど、適切に対応を行ってまいります。

○馬場成志君 ほかにまた、シンガポールや香港などの経由地と思われる輸出先への水銀輸出は、条約発効後はどのように対応することになるか、そして、事前確認の際に確認していた内容が虚偽の輸出であったことが発覚した場合に、輸出者や最終使用者にはどのような罰則が科されることになるのか、お尋ねしたいと思ひます。また、その罰則などは我が国からの不適切な水銀輸出を減らしていくためのインセンティブとしては妥当と言えるかどうか、お尋ねしたいと思ひます。

○政府参考人(坂口利彦君) お答え申し上げます。

輸出者が、最終用途や最終需要者などにつきまして虚偽の申請を行っていたなど外為法違反の事実が判明した場合には、輸出者に対する罰則の適用も含め厳格に対処いたします。罰則の内容、程度でございますけれども、刑事罰として最大三年

の懲役及び百万円の罰金を科することができるとになっておりまして、適当なものだというふうな考えております。

他方、輸出者に責がなく、需要者の側に問題がある場合につきましては、以後の輸出審査におきまして当該需要者への輸出申請に対する審査を特に厳格に行うことによりまして、同様の案件の再発防止に努めてまいれる所存でございます。

○馬場成志君 よろしくしっかりとやっていただきたいと思ひます。

なぜ今のような質問をしたかということですが、ここに吉井元水俣市長が書かれた冊子を持つてまいりました。平成四年にブラジルにおいて国連環境サミットの関連会議、国際都市フォーラムというものに出席されたときの話が書いてありますが、水俣病公害の教訓を世界に発信するの意気込んで行つたが、日本は世界各地で環境破壊を起こしていると思ひ込んでいた、進出企業の起こした公害や森林の乱伐など、世界最大の地球環境破壊国であるというような指弾の嵐に強いショックを受けた、水俣市の環境都市づくりはまず日本の信頼回復から始めなければならないと認識を新たにしたいというふうな書いてございます。

これは二十三年前の話であります。日本から輸出されるものから公害を起こすようなことがあつてはならないということでありまして、経産省、外務省始め政府として確実な対応をしていただきたいというふうな思つております。

ここで提案でございますが、現在、NPTの運用検討会議の中では、我が国は世界の政治指導者及び若者の広島、長崎訪問を提案しておられます。これは、外務大臣、広島県の御出身でございますので、本当にこれが絶対必要だというふうな思ひであらうかというふうな思ひます。これと同様に、私は、世界の政治指導者に水俣を訪問してもらう機会を得たいと思ひます。その実相を見てもらうことこそが、水銀対策の重要性を認識

し、かつ本条約の早期発効の必要性を認識していただける、先ほど話しましたODAや輸出後の使用を確実なものにつなげていく最大のメッセージになるというふうな考えております。

この提案に対する所見と本条約の発効に向けた我が国の取組についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

○国務大臣(岸田文雄君) 委員御指摘のように、水俣の被害あるいは我が国の取組を理解していただくために政治指導者に水俣を訪問していただくこと、これは意義あることであると考へます。そして、政治指導者の水俣訪問ということにしましては、先ほど来も議論の中に出ておりました。平成二十五年に熊本で外交会議を開催いたしました。六十か国以上の閣僚級が出席をした会議でありましたが、その際に併せて水俣市において慰霊碑への献花ですとか現地の視察、さらには語り部の方による講話、こうしたものを行つたわけですが、多くの国から参加をしていただきました。こうした取組もあつたわけでありまして、是非、今後の機会につきましても、水俣病の経験及び教訓を生かして、本条約の実施を積極的に推進する観点から検討をしていきたいと思ひます。

そして、発効に向けた取組についての御質問ですが、先週末た一か国、マダガスカルが締約国に加わりましたので、今は締約国十二か国となつております。ただ、発効には五十か国が必要でありますので、是非、我が国としましては、自らのこの締約についても急ぎたいと思ひます。そして、既に締約国になった国と協力しながら積極的な働きかけ、続けていきたいと思ひます。

○馬場成志君 もう本当にこれからの御努力に期待をさせていたいただきます。そして、五十か国締約国が集まつて、その後、締約国会議というものが開かれる際には、是非ともまた水俣で会議をしていただきたたいと、そういった働きかけもお願いしたいと思ひます。もうまとめになりますけれども、熊本県選出議

員として、是非、水俣条約を早期に批准し、国際的にも模範となるような取組を進めていただきたたいというふうな思ひます。

水俣は今、水俣病の教訓を基に、市民が丸となつて環境の再生と環境保全に取り組み、青い海を取り戻しております。環境首都と呼ばれるまで、水俣の環境と地域のきずなの再生に取り組んだ吉井元市長の言葉を最後に紹介させていただきます。水俣市民が環境保全に積極的に取り組むのは、環境破壊の恐ろしさを命懸けで学び、持続可能な人類社会のモデルを創造しようとする大きな目標を掲げたからである、その高邁な志が挫折すると水俣は後の世代に水俣の失われた六十年だけを残すことになる、この今の気持ち、初心を忘れてはならないという言葉でございます。

あわせて、水俣病問題の解決についてもより一層の取組をお願いして、本日の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○小西洋之君 民主党・新緑風会の小西洋之でございます。

今、御地元の馬場先生の大変思ひのこもつた、また深い質問の数々で、実は私も考えさせていただいたものが幾つかあつたんですけれども、もう完璧にしてくださつておりますので、重ならない範囲で質問をまずさせていただきますと思ひます。

その前に、昨日、党首討論がございまして、今朝もマスコミ報道などたくさんあるんですけれども、その報道を見ている中で、ここが根本的にずれているんじゃないかというふうな考えたところがございます。通告できておりませんけれども、岸田大臣と、あと法制局長官、場合によっては質問させていただきたいと思ひます。

民主党の岡田代表と安倍総理のやり取りでございますけれども、岡田代表は、集団的自衛権行使の三要件の下では、相手国のまさに領土、領海、領空、つまり相手国の領域ですね、相手国の領域で武力行使をこれはするものなんですね、まさにそれが原則なんですねという質問をしてい

たんですけれども、それに対して安倍総理は、一般に海外派兵はしません、そこは変わりませんと、その説明として空爆や地上戦は絶対にしないということをはっきり申し上げますというふうに言っております。

つまり、民主党の岡田代表は、エリアを聞いているわけでございます、どこで武力行使をするのか。それは、領土、領海、領空などの相手国の領域で武力行使をする、それが一般なんだろうということを質問しているんですけれども、安倍総理のその答弁は、それをすり替えて、エリアについては全く触れずに、いや、第三要件で認めているのは必要最小限度の武力行使なんだから、空爆や地上戦はしないんだということを言っていて、ずれていくわけでございましてけれども、岸田外務大臣に伺いたいと思います。

集団的自衛権の行使ですから、我が国に対して武力攻撃は発生していない局面でございまして、第三要件の下で安倍内閣が認めたその集団的自衛権の行使というのは、エリアですね、エリアで見たときに、一般に相手国の領土、領海、領空で行うことが多い、もう一般原則としてはそういう武力行使になるであろうという理解でよろしいでしょうか。

○国務大臣(岸田文雄君) ちよつと質問の趣旨、十分把握しているかどうかは定かではありませんが、要は、総理は、一般的に海外派兵については禁止されている、これは従来からも我が国の考え方でありまして、一般的に海外派兵は禁止されているということもこれから変わらないということとをまず申し上げたんだと思います。そして、他国の領域における武力行動については、この新三要件に該当するものがあるとしたならば、憲法の理論としてこれはそういった行動を取ることは許されないわけではない、こうした考え方を示したものだ理解をしています。

その中であって、例えば湾岸戦争やイラク戦争のような、こうした武力を用いる、相手国に攻撃する、撃滅をする、こういった行動については、

新三要件を満たさない、要は必要最小限度を超えている、こういったことから許されない、こういった趣旨を説明したものだとは私は理解して聞いておりました。

○小西洋之君 では伺いますが、まず政策論として、集団的自衛権行使が必要だという政策判断をなさって、かつ、その根拠になる憲法論ですね、昭和四十七年見解の、まあ私は読み直して違憲無効だというふうに言っておりますけれども、ただ、集団的自衛権行使が必要だという政策的な判断を皆さんお持ちなんですけど、その政策判断として行われる集団的自衛権の行使というのは、相手国の領域、領土、領海、領空で行われるものが一般であるというふうに理解してよろしいですか。それとも、我が国の領土、領空、領海で行われるのが一般なのか、どちらが一般なんですか。

○国務大臣(岸田文雄君) 一般というこの言葉の意味ですが、要は、我が国が武力行使を行うことが認められるのは、憲法上、新三要件に該当したときだけあります。その中で、実際に武力行使が行われる場所においては、あくまでもその新三要件に該当するかどうか、これに基づいて考えていく、判断していくことになると思います。

○小西洋之君 一般に海外派兵は許されないんだということを安倍総理は言っているんですけど、その一般にの、私、意味を伺っているんです。それは、エリア的な概念のことについて私は伺っているんですけれども。

新三要件をお作りになって、新三要件の下でたまた集団的自衛権行使ができるんだというふうにおっしゃっているんですけれども、その評価として、政策的な評価として、行われるであろう集団的自衛権の行使は、一般に、エリア的な意味で、相手国の領土、領海、領空で行われるものが一般的ですとね、ケースとしては、そういう理解をお持ちですか。あるいは、そういう理解すら持っていない、どこで行われるかというのは政策論としては評価は持っていない、どちらな

んででしょうか。

○国務大臣(岸田文雄君) 先ほど申し上げましたように、我が国が武力行使をするに当たっては新三要件を満たさなければならぬということですが、そして、その一部は国際法上は限定的な集団的自衛権として説明される部分があります。

そして、それは、それが行使される場所につきましては、公海等もあるでしょうし、様々なケースがあります。これは、そうした限定は特段存在しないと考えています。

○小西洋之君 新三要件の下で行われる集団的自衛権の行使は一般的にどこで行われるかは限定されていないと考えるというふうにおっしゃいました。じゃ、限定されていないんだつたら、なぜ一般に海外派兵はできませんというふうに言えるのでしょうか。

○国務大臣(岸田文雄君) あくまでも我が国が武力行使をするのは新三要件に該当する場合であります。

そして、この海外派兵については、例えばかつての湾岸戦争やイラク戦争のような事態は新三要件における必要最小限度を超える、こうしたことあります。そういったことから認められない。こうした考え方を総理は説明されたのだと理解しております。

○小西洋之君 昨日の党首討論は、我が党の岡田代表の真摯な質問に対して、安倍総理は全ての質問に対して答弁を拒否して、はぐらかして、国民の皆様にもそこは正しく伝わっていると思うんですけれども、岸田大臣も今はぐらかしをしていたので、私が伺っておりますのはエリアの話でございます。エリアの話を知っているのに、安倍総理は、空爆や地上戦はしませんという武力行使の態様ですね、武力行使を行うエリアを聞いているのに武力行使の態様について答弁をして、すり替えているんですけれども。

先ほど、新三要件の下で行われる集団的自衛権行使のエリアの限定というものは持っていない、考えていないというふうにおっしゃいました。そ

うすると、一般に海外派兵はできない、原則としてできないのは変わりませんという総理答弁のその一般にというのは、エリア的な意味は含まれていないというふうに理解してよろしいですか。

○国務大臣(岸田文雄君) エリア的なことについては何も触れていないと思います。あくまでも我が国が武力行使をすることが認められるのは新三要件に該当している場合、我が国の存立あるいは国民の命や暮らし、幸福追求の権利が根底から覆されるような明白な事由があるときのみであります。加えて、他に手段がない場合、そして必要最小限であるということ、こうした三要件を満たした場合だけであると考えております。

○小西洋之君 ありがとうございます。

今、まさに一般という、一般に海外派兵は行わないという総理のその一般というところはエリア的なものではないという明確な答弁をいただきましたので、では、もう他国の領域で行うものであるということだというふうな理解をさせていたいただきます。

じゃ、ちよつともう一つ、そのまさに関連なんですけれども、空爆や地上戦はしないというふうに言っておりますけれども、新三要件に合致する限りは空爆や地上戦も行えるという理解でよろしいですね。新三要件に合致する限りは空爆や地上戦も行えるという理解でよろしいですか。新三要件に合致する限りは空爆や地上戦も行えるという理解でよろしいですか。

○国務大臣(岸田文雄君) 憲法上の理論で申し上げるならば、我が国が武力を行使できるのは新三要件に該当するときのみであります。

ただ、大規模な空爆あるいは砲撃を加える、あるいは敵に攻め込む、こういったことは新三要件のうちの最小限度を超えること、これは当然のことだと思っております。そうしたことは認められない、これは新三要件に該当しない、そういうことだと思っております。

○小西洋之君 新三要件の第三要件の必要最小限度の武力行使を空爆や地上戦は超えるというふう

に言っていますけれども、第一要件と第二要件で

すね、第一要件にある、我が国の国民の生命など

第一要件、第二要件ですね、国民の生命などが根底から覆される明白な危険がある場合を排除するためには、もう絶対にやむを得ない手段としては、もう絶対に大規模な空爆や地上戦というものはあり得ないんだという御判断をされている、そういう解釈であるという理解でよろしいですか。

○國務大臣(岸田文雄君) 新三要件の第一要件、第二要件に御指摘の点が含まれるかという質問かと思いますが、これはまず具体的にそれぞれ慎重に検討しなければならぬと思いますが、いずれにしても、我が国の武力行使が認められるのは新三要件全てを満たした場合であります。少なくともこの三番目の要件には、御指摘のような大規模な空爆、砲撃、あるいは敵国に攻め込む、こういふことは該当しない、その限度を超える。こうした判断になると考えます。

○小西洋之君 いえ、新三要件の第一要件と第二要件ですね、我が国の国民の生命などが根底から覆される明白な危険を排除するための手段として大規模な空爆しかあり得ないと、大規模な空爆を行う以外にその危険を排除することはできないという政策判断は、そのときの政権によつてやろうと思へばできるし、あり得るんだと思うんですね。

だから、私が申し上げたいことは、実は新三要件のどこを見ても、空爆はできない、地上戦はできないなんて書いてないんですね。書いてあることはもう非常にシンプルで、そういう明白な危険を排除するために他の手段がないと、そういう場合に、それを排除するための必要最小限のことであればできるとしか書いてないわけですから、その必要最小限の武力行使が空爆や地上戦だという政策判断をすれば、それはもう全てのことが

じゃ、もう一回だけ伺いますけれども、大規模な空爆や地上戦というのは、新三要件において法理として絶対に許容されることはない武力行使であるというふうに理解してよろしいですか。

○國務大臣(岸田文雄君) 新三要件を満たすためには、他に手段がない、さらには必要最小限のものでなければならぬ、こうした要件を満たす必要があります。

そういつたことを考えますと、湾岸戦争あるいはイラク戦争のような大規模な空爆、砲撃、あるいは他国に攻め入る、こういった戦闘に我が国が参加することはないと考えます。

○小西洋之君　まあ、そうですね。

例えばイラク戦争は、アメリカは個別的自衛権の行使をしているわけですね。アメリカという国連加盟国が個別的自衛権の行使で行ったものなんですよ、たしか。そうですね、それに対してイギリスが行ったのは、一緒に参戦したイギ

リスは集团的自衛權の行使だったと思うんですけども。そうすると、アメリカにしてみれば、まさにこれをしなければアメリカ国民が殺されてしまうと、防ぐために他に手段がないという考えでやっているわけですけれども……（発言する者あり）違いますかね。分かりました。いずれにいたしましても、イラク戦争はたしかそうだったと思いますけれども。

法理として大規模な空爆や地上戦ができない、新三要件において法理として大規模な空爆や地上戦ができないというのは第三要件の必要最小限度を超えるからと言っているんですけれども、じゃ、なぜ必要最小限度を超えるんですか。絶対に必要最小限度を超えないというその法理、論理的な説明はどういう説明になるんでしょうか。大臣に伺っております。大臣。

○国務大臣(岸田文雄君)　まず、各国とも国際法

こうしたことを考えますと、必要最小限ということを考えて場合に、御指摘のような戦闘、これはこの新三要件を満たすことはあり得ないと考えます。

○小西洋之君　機雷の掃海はできて、必要最小限で、大規模な空爆や地上戦は必要最小限でないといふのは、そういうふうに言われると感覚的にはそうかなと思つてしまふんですけれども、法理論としてはなぜ大規模な空爆や地上戦が必要最小限度にならないのかといふのは何も根拠はないわけですね。そういうふうにおっしゃっているだけなんです。個別的自衛権の場合であれば、我が国

に侵略している軍隊をはね返す、はね返して追いつかう、排除することですから、大規模な空爆や地上戦は必要ないと。要するに我が国の領域から追いつかえればいいわけですから、おのずと論理的に明らかになるんですけれども、集団的自衛権の場合は、そういう、全然その議論の前提が違ってますね。

だから私が昨年の秋の臨時国会からさんざん質問させていただいておりますけれども、新三要件は、何の歯止めもない、もう、ぬえのような、何でもできる。さつきは、エリアの指定はないというふうに、一般にというのはエリアではないという明確な答弁いただきましたけれども、どこでも何でもできてしまう要件だと、武力行使の要件だということを御指摘をさせていただきました。

済みません、水俣の大切な条約の質疑でございますので、そちらの方に移らせていただきます。

まず、この水俣の条約なんですけれども、もう馬場先生の質疑に尽きるわけでございますけれども、かつての水俣病の経験をもつて、日本としてこれを主体的に取り組んできたということでございますけれども、この条約ができるまでの歴史における外務省、環境省を始めとする日本政府のその立派な取組ということを是非伺わせていただきたいんですけれども。

二〇〇二年に世界水銀アセスメントというものが公表をされて、国連環境計画のところですね、そこで二〇〇二年に至る前から活動をずっとされているわけなんですけれども、この二〇〇二年ということも一つの大きな契機となりつつ、この条約の制定に向かつていったということなんですけれども、この条約を作っていく初期段階から中期段階を超えて我が国のリーダーシップというものはどういふものがあつたか、外務省、説明をお願いいたします。

○政府参考人(尾池厚之君) お答えを申し上げます。

我が国は、水俣病の経験を踏まえまして、世界各国における水銀汚染対策の強化を進めるべきだという立場から、世界規模での水銀対策の議論に積極的に関与をしてまいりました。具体的に申し上げますと、平成十九年、二〇〇七年ですが、から開催をされました水銀対策の国際的な規制の在り方について検討するための作業グループ会合におきまして副議長を務めてございます。これにより、条約交渉への道筋を付けることに貢献をいたしました。

また、水俣条約の交渉開始後も様々な形で積極的に議論に参加をしてございます。例えば、いかなる国であれ、水俣と同様の健康被害及び環境被害が二度と繰り返されてはならないという強い決意を示すことが重要であることを強調し、この観

れども、何が申し上げたいかというと、先ほどの話でございます。外務省は条約を作つて世界の人々を救うことができるお役所なんです。今、

積極的平和主義の名の下に憲法をじゅうりんして、積極的軍事主義といいますが、そういう軍事力の行使をやることに血眼になられておりますけれども、本来の外務省の役割というものは、憲法の前文の趣旨、そうしたものに従って、やっぱり世界の人々の人権やあるいは人道というものを救っていく、そのためにこの国よりも率先して頑張っていくのが我が国の外務省の在り方だと思うんですね。これはまさに水銀の水俣条約を作られたのと同じように、我が国の外務省に是非主体性を発揮していただきたいと思うんですね。

実は、一昨年の日本で作られたいじめの法律ですけれども、世界一の法律でございます。なぜかといいますと、その作るときに私もいろんなあらゆる世界のいじめの取組の仕組みを調べたんですけれども、このボンチ絵ですね、めくっていただいた図がありますけれども、学校の中で、学校いじめ防止基本方針というのがありますけれども、年に一回いじめは駄目だとか言うのではなくて、いじめが起きにくい、起こしにくい環境をつくるために年間を通じたそういうプログラムをやっていくんですね。

これは後で調べて分かったんですねけれども、イギリスの仕組みでございます。その下にいじめ対策委員会というのがありまして、全学校なんですけれども、学級担任だけではなくていじめ対策のためのそのチームを、学校の先生や保護者も加わることができるんですね、チームをつくる、いじめというのはチームで対応していくと。これも後で調べて分かったんですね、アメリカの州法でよくやっている仕組みでございます。このイギリスの仕組みとアメリカの州の仕組みをハイブリッドした仕組みというのは世界で日本しかありません、実は外国から問合せもあるんですね。

外務省に是非伺いたいと思うんですねけれども、この冒頭の「いじめ撲滅」決議の一番下ですね、こういうことが書いてあるんですね。下線引

いていますけれども、来年までに、来年の秋までに各国のいじめ対策のグッドプラクティスとガイダンスについて事例を持ち寄りましょうと。当然、日本のこういういじめの法律についても報告をされるんだと思うんですね、そうしたときに、今私が申し上げたようなコンセプト、いじめが起きにくい、起こしにくい環境をつくっていくためのそういう取組、あるいは、いじめというのはそういう、学校がもう先生がみんなで行っていくものであるといったような、そういうコンセプトを一つの国際的な確認ということできると思うんですね。

私は、いじめの国際条約ということが、子どもの権利条約というのがあって、それを私、立法の基礎にいたしましたけれども、その子どもの権利条約ができるのであれば、子どもの権利条約も対象にしているそのいじめというものについても条約が作れるのではないかと。

こういうことについて、外務省、リーダーシップを発揮していくというのは、大臣、いかがでしょうか。いきなりの話ではございますけれども、まさに外務省というのは条約を作った世界の子供たちを救うことができる、日本の法律のようないじめ対策がない国がほとんどでございますので、こうした取組を頑張っていたかどうかというのはいかがでしょうか。

○国務大臣(岸田文雄君) まず、我が国は児童の権利に関する条約を締結しています。そして、それを踏まえて、我が国としては、我が国がいじめ対策を講じていることについても、この条約に基づいて設置されております児童の権利に関する委員会に対して報告をしております。

我が国としては、御指摘いただきましたこの国連総会の「いじめ撲滅」決議、二〇一四年の国連総会においては、この決議及び児童の権利決議、こうした決議の共同提案国ともなっております。いずれの決議も、いじめ防止策を講ずるよう各国に求める内容を含んでいるものであります。我が国としては、こうした趣旨にのっ

とって、是非、いじめに関するこうした国際社会におけるこの動きについても積極的に関与していくべきだと考えます。

○小西洋之君 ありがとうございます。

済みません、いきなりなのではないながら、ちよつと手元に答弁があったようでございます。

要するに、今のお話だと、水銀というのは有害なものでみんな気を付けましょう、何らかの取組をしましょうというのと変わらないわけですね。いじめ問題というものの本質を捉えて、それを基にした、世界の人々で共有ができる、そういう

何らかの取組の約束、条約というのは私は作れると思うんですね、こういうところにプロとしての目利き、直感を働かせて取り組んでいくというのが外務官僚の腕の見せどころだと思うんですね。そういうところを頑張っていたかいたいんですね。

ということ、ちよつとこの問題ですけれども、私が解釈改憲問題に取り組んでいる一つは、まさにこういういじめや、あと私、医療福祉の法律、あえて申し上げると、今の日本全国で回っている医療の仕組みと障害者福祉の基盤制度、実は私がつくったものです。そのPDC Aサイクル、計画も全部私がつくったものです。こんな偉そうな言い方じゃなく事実として、それはなぜかという、私の父親は脳卒中で、父親は当時、一級障害で寝たきりだったんですね、そういうかけがえのない命や尊厳を救うための政策を頑張りたいという思いですので、なので私は解釈改憲を絶対許さないわけでございます。

もうそのかけがえのない命や尊厳を一番無残に、不条理に奪うのが戦争でございますので、その必要のない戦争を解禁する、しかも、横島長官いますけれども、同時に、我が国の立憲主義や法の支配を減ぼしてしまう、もうこれぐらいの恐ろしい蛮行というのはないわけでございますので、そういう思いで頑張っているということでございます。

ちよつと時間になりましたので、もう一言、質問はできませんけれども、我々は条約を審議するのであれば、その前提として、まさに今、安倍内閣の下で我が国の国会の条約承認権がじゅうりんされていると。日米安保条約には、日本はアメリカのために集団的自衛権は行使しなくていいということがちゃんと書かれているのに、それを無視して、集団的自衛権を解禁する閣議決定をして、今度は安保法制を作ることでございます。答弁で確認していただけます、憲法が一番偉くて、次に条約が偉くて、その次は法律でございますので、条約に違反する法律を作ってもそれは無効でございますので、執行もできませんので、そうした問題をしっかりとこれから追及をさせていただきます。

○荒木清寛君 水銀に関する水俣条約は、毒性が強く、神経系に有害な影響を及ぼす水銀に関する国際的な取組が実現したものでありまして、水俣病を経験した日本にとっても非常に重要な条約であります。

本条約においては、水銀の採掘から最終廃棄まで包括的に規制をしておりますけれども、それぞれ例外があったり努力規定であったりと規制が緩やかな部分があります。その点を中心にお尋ねいたします。

まず、水銀の一次採掘についてであります。これについては、既存の鉱山からの産出については最長十五年間許可されるということになりました。水銀の一次採掘がなくならない限り、世界の水銀の全体量は増加していくことになりますけれども、なぜこうした猶予期間を設けることにしたのか、お尋ねします。

○国務大臣(岸田文雄君) 水銀の一次採掘につきましては、交渉において、これらの採掘を行っている国から、既存の鉱山の閉鎖は困難であり、一定の柔軟性が必要であるという意見が出されました。こうした意見も踏まえて様々な議論が行われたわけですが、まず新規の水銀の一次採掘、これ

は禁止されることになったわけですが、既存の水銀の一次採掘につきましては、今申し上げましたような議論等を踏まえて、自国について条約が発効してから最長十五年の間は許可される、こうしたことになった次第であります。

本条約、こうした柔軟性を認める一方で、十五年の猶予期間内に一次採掘により得られた水銀の用途や処分方法を一定の場合に限定をする、こうした歯止めは掛けられているところであります。その上で、猶予期間の後、水銀の一次採掘が全面禁止されるということになれば、人為的な排出又は放出による環境中の水銀濃度の拡大の抑制、こうしたものが図られることになることを認識をしております。

○荒木清寛君 次に、水銀の国際貿易についてお尋ねします。

水銀の輸出入については、締約国、非締約国に對しても水銀の用途を限定しつつ、書面による事前同意を必要としております。ただし、この貿易規制の対象は金属水銀に限られ、水銀化合物は対象となっておりません。本来は広く水銀化合物の輸出入も規制の対象とすべきであったと考えますが、これはどういふ議論の結果そうだったのか、お尋ねします。

○政府参考人(尾池厚之君) お答えを申し上げます。

本条約におきます水銀及び水銀化合物の貿易規制の在り方につきましては、既存の各国の貿易規制ですとか国連環境計画、UNEPの各種報告書を踏まえて議論が行われました。その結果、水銀化合物につきましては、本条約の発効当初からの貿易規制の対象にはなっていないとされています。これは委員御指摘のとおりでございます。

ただ、本条約上、条約三条に定める六種類の水銀化合物につきましては、今後、締約国会議におきまして規制の対象とすべきか否かについて検討されることになってございます。したがって、これらの水銀化合物につきましては、今後、関係国や国際機関等から提供される水銀化合物の貿易に

関する情報を踏まえまして締約国会議において検討が行われるものと認識してございます。

○荒木清寛君 是非、実効的な規制が実現するよう、今後そうした会議で、交渉で取り組んでもらいたいと考えます。

次に、小規模金採掘について尋ねます。

水銀の国際的な取引の結果、現在最大の大気への排出源となっている小規模金採掘にこうした水銀が使用されることが懸念をされます。この小規模金採掘については、本条約では、締約国が自国の小規模金採掘について軽微なものではないと認定する場合には削減目標等國家計画を作成することを求めています。しかし、これは各国のある意味で対応に委ねられているわけであり、どこまでそうした規制の効果があるのかは不明な点がございます。

小規模金採掘については、その実態把握すらできない現状であることは理解をしますけれども、もう少し実質的な規制ができなかったものか、お尋ねをいたします。

○政府参考人(尾池厚之君) お答えを申し上げます。

委員御指摘のとおり、本条約は、金の採掘及び加工を行う締約国に対し、金の採掘などにおける水銀などの使用並びに水銀の環境への排出及び放出を削減し、実行可能な場合には廃絶するための措置をとることを求めています。

これは、途上国におきます零細小規模金採掘についてまだ必ずしも実態が把握されていないというところを踏まえまして、まずは実態の把握、それから國家行動計画の作成など、段階的な措置をとって最終的な廃絶を目指すことがより実効的な措置であるという議論がなされたためでございます。このような段階的な規制は、条約の目的を実現するためには現実的な方法ではないかというところが背景にあると考えてございます。

○荒木清寛君 次に、水銀の大気への排出について尋ねます。

水銀の大気への排出につきましては、石炭火力

発電所及び産業用石炭燃焼ボイラーなどが規制の対象となっております。その一方で、鉄鋼製造設備については規制の対象から外れました。この鉄鋼製錬も水銀の大気への排出の原因となっているわけであり、これも、これが規制の対象とならなかった理由は何か、お尋ねをします。

○政府参考人(尾池厚之君) 水銀及び水銀化合物の大気への排出につきましては、条約附属書Dにおきましては、委員御指摘のとおり、石炭火力発電所など条約の規制対象となる発生源を掲げているところでございます。

鉄鋼製造施設をこうした規制の対象に含めることについては、実は交渉の過程におきまして、交渉参加国の間で最後の最後まで意見が分かれました。

最終的には、世界的に見ますと、条約附属書Dの対象施設、御指摘のあった石炭火力発電所等でございますけれども、こうした対象施設に比べまして相対的に水銀の排出量が少ない、それからもう一つは、条約の実効性の確保の観点から十分な数の国の締結が必要であるという現実的な必要性もございまして、当初からこの分野を規制の対象に含めることはしないということになってございます。

ただ、その一方におきまして、本条約上、締約国会議の決定によりまして、附属書Dを改正し、新たな発生源を規制の対象として追加することができることになっております。したがって、今後、製鉄、製造施設への規制につきましては、締約国会議における規制の実態や実効性を踏まえて、必要に応じて議論をされていくものであると考えてございます。

○荒木清寛君 最後に、外務大臣にお尋ねします。

本条約の一日も早い発効を望むものでございまして、また、発効要件は五十か国の加盟でありますので、それに至りません。そこで、例えば水銀産出量の多い中国、輸出量の多いシンガポール、また小規模金採掘が行われているアフリカ、アジ

ア、中南米の途上国等に日本がこの条約締結に向けて積極的な働きかけをすることは、水俣病を経験をした日本の責務であると考えております。こうした外交努力について、岸田外務大臣の決意をお尋ねします。

○国務大臣(岸田文雄君) 本条約の締約国につきましては、先週、五月十三日にマダガスカルが締約することによって、締約国の数、十二か国となりました。そして、世界から水銀による健康被害や環境汚染をなくするため、途上国を含む多くの国が本条約に参加すること、これは極めて重要だと認識をしております。

我が国としては、既に締約国となった国と協力をしつつ、積極的な働きかけを今日までも行ってきました。例えば、昨年九月、ニューヨークの国連本部におきまして、米国、ウルグアイ、スイスとともに、本条約への各国の署名、締結を促進するための国連総会のサイドイベント、これを実施しまして参加を呼びかけました。

御指摘の国々の中で、例えばシンガポールですとか、小規模金採掘が行われていると言われる国の多くが既に本条約に署名はしております。是非、我が国としても、今後とも機会を捉えて働きかけをし、締結に向けて貢献をしていきたいと考えております。

○荒木清寛君 終わります。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。

水銀条約の国内法制について質問をいたします。

まず経産省にお聞きいたしますが、輸出規制について、アマゾン川の流域などで水銀を使った人小規模金採掘、ASGMによる水銀中毒が大変な問題になってきました。日本から輸出された水銀がこのような目的に使われないように、条約を受けた国内法制ではどのような規制がされているのか、まず確認をしたいと思っております。

○政府参考人(坂口利彦君) お答え申し上げます。

水銀に関する水俣条約に基づく水銀の輸出規制

につきまして、外国為替及び外国貿易法におきまして、水銀の輸出が条約上許可される用途で使用されることなどが確認できる例外的な場合に限りまして輸出を承認することを予定しております。また、条約で定められている水銀の輸出規制に加えまして、我が国独自の措置といたしまして、塩化第一水銀等六種の水銀化合物の輸出につきましても原則禁止をすることとしたしております。

加えまして、先生御指摘のように、周辺環境の汚染や健康被害のおそれのある零細及び小規模の金の採掘を用途といたします水銀及び水銀化合物の輸出を禁止するとともに、暫定的保管のみを目的とする水銀及び水銀化合物の輸出を禁止することとしております。

○井上哲士君 国内的な措置なわけでありますけれども、外国でそれが転売をされた場合にどういう実効性があるのかが問われると思うんですね。

我が国は、シンガポール及び香港に全輸出量の三八％程度の水銀を輸出しております。両国において大半は再輸出をされておりますが、その輸出先の主要国には、この水銀を使用した金採掘を行うブラジル、インドネシア、インド、ウズベキスタン、ガイアナ、マレーシア、南アフリカなど多くの国が含まれております。ですから、日本が輸出をした水銀が転売をされてＡＳＧＭに使われてしまふんではないかという懸念があるわけですね。

実際、国連工業開発機関のレポートによりますと、二〇〇五年に日本からケニアに輸出された水銀がＡＳＧＭ使用国である周辺国に再輸出をされてＡＳＧＭに使用された可能性があると、こういうふうなレポートされているわけで、こういうものもさせないような実効性ある規制になっているんじゃないでしょうか。

○政府参考人(坂口利彦君) お答え申し上げます。

我が国から輸出される水銀が輸出先国において不適切に使用されることがないように、輸出規制

を着実に実施する必要があります。このため、外為法に基づき行います事前の輸出審査におきましては、輸出先国での水銀の最終用途及び最終需要者などにつきまして厳格に確認をすることを予定しております。加えまして、事後的にも適宜輸出者に対して報告を求めることによりまして、最終用途及び最終需要者などにつきまして、輸出承認時の内容とそごがないということを確認することを予定しております。

以上申し上げましたように、事後報告の確認を通じて、安全保障分野の輸出管理と同様に本分野の輸出管理の実効性をしっかりと確保してまいりたいと考えております。

○井上哲士君 安全保障分野並みの規制にするんだというお話でありました。

そういう規制の下で、過去、安全保障分野のものについては、今言ったようなこの第三国への再輸出で不正な使用がされた例は防いだできた、こういうことなんでしょうか。

○政府参考人(坂口利彦君) 私どもとして、輸出管理、しっかりと対応してきておりまして、第三国への不正な輸出はないように確保してきてまいっております。

○井上哲士君 今後、運用をしつかりフォローをして、必要な場合は一層の規制をするということも含めて求めておきたいと思えます。

次に、水銀の回収、最終処分について環境省にお聞きします。

これまでは、水銀の回収業者は、回収した水銀を輸出することで回収コストを捻出をしております。今後、この条約の発効によって輸出が規制されますと、環境保全上の懸念があります。一つは、これまで輸出をされていた金属水銀が廃棄物として扱われるという可能性、これはどのような対策が取られているのか。

また、水銀回収のインセンティブが減って、水銀の溶出量が判定基準を超えるような汚泥、ばいじん等の水銀汚染物が埋立処分をされたり、それから蛍光灯などの水銀添加製品の埋立処分が増

えていくという可能性があると思いますが、こういった場合の環境保全上の対策はどのように考えられているのか、併せてお聞きします。

○政府参考人(鎌形浩史君) 水銀を含む廃棄物についてのお尋ねでございます。

まず、金属水銀でございます。

現在の我が国では、水銀を含む廃棄物から年間約五十トンの金属水銀が回収、再生されておりますが、御指摘のとおり、そのほとんどが有価物として再生利用されております。ただ、水俣条約を受けまして今後水銀需要の減少が見込まれるという中で、これまで有価物として取り扱われてきた金属水銀につきましても、中長期的には廃棄物として処理される場合が想定される、御指摘のとおりでございます。

このため、これまで廃棄物処理法では規制対象として想定してこなかった廃金属水銀につきまして、新たに特別管理廃棄物として規制対象に追加するということとしてございます。

また、環境上、より適正な管理を図っていくために、硫化、固形化、硫化水銀というのは水銀が天然に存在する状態で安定した状態のものでございますが、そういったことにより安定的なものとしまして処分する、そういった基準を設けることとしてございます。

それから、水銀汚染物あるいは水銀添加製品につきまして、これは現在、廃棄物処理法に基づきまして基準に基づく適正な処理が求められているというところでございます。

ただ、環境上、より適正な管理を確保するため措置を今般定めていきたいと考えてございます。具体的には、高濃度に水銀を含む水銀汚染物については、埋立処分に当たって水銀を回収するということを義務付けようということでございます。

また、水銀添加製品につきましては、市町村による分別回収を後押しして水銀回収をより一層推進していくことや、あるいは収集運搬時や処分・再生時に水銀が飛散しないような基準を設けて適切な処理がなされるように対応をしてま

いりたいと、こういうふうに考えてございます。

○井上哲士君 この点もしつかりフォローもし、また関係業者とか地方自治体からもしつかり要望、意見も聞きながら一層の対応を求めたいと思

います。

最後に、外務大臣にお聞きしますが、この水銀水俣条約の実効性を担保するために、我が国として今後三年間で総額二十億ドルのODAとか人材育成事業の新設などの支援策が実施されることになっておりますが、今後、締約国会議でこの条約の実施について再検討や評価が行われるということになります。ですから、それに基づいて、今

行われている支援策にとどまらず、一層の必要な支援を進めることが必要になってくるかと思

いますが、それも含めた決意を最後にお聞きしたいと思

います。

○政府参考人(岸田文雄君) まず、御指摘のよう

に、本条約の採択会議におきまして、平成二十六年一月から三年間での総額二十億ドルの支援表明を行いました。また、同会議におきまして私の方から、この水銀汚染分野に特化した支援として人材育成支援、こうした支援も行うことを発表いたしました。これに加えて、これまでも水銀による環境汚染対策あるいは健康被害対策、代替技術の開発など、途上国における水銀対策のための調査、技術移転等に協力をしているわけですが、こうした途上国の取組を後押しすること、これは人間の安全保障の実現の観点からも重要だと思

か。そうですか。私はあなたに命を懸ける、そば
ツューと。済みません。

本題に入ります。

一九九〇年ですが、ブラジルの大統領はコロ
ルで、その大統領に就任する前に私の姉の旦那の
空手の弟子だったものですから、コロル大統領
が誕生したということで、真つ先に自分の空手の
本場の空手を見たということで、日本に行きた
いということで、私が案内をしたことがありま
す。大変、道場を見て、日本の文化に触れて感激
して帰りました。

その後、三か月後に私も大統領就任式に招待さ
れまして行きましたら、本当にすごい。カストロ
議長も来られて、世界のマスコミが囲んで、そん
な中で国民が熱狂する姿というか、本当に直接選
挙の在り方というか、国民が一票を投じたとい
う、そういう熱い選挙戦、就任式に招待されて感
激しました。

私の今度は長兄なんです、彼はいろいろ金の
鉱山とか何かを探して歩いている。就任式の後
に、おい、寛至よ、金を見に行かないかという話
をして、突然なんでびつくりしまして、実は今ア
マゾンでゴールドラッシュが起きているんだとい
うことで、じゃ何で行くんだと言ったら、飛行機
だと。飛行機代はどうするんだと言ったら、い
や、後で俺が金で払うよと言って、結局金で払っ
てもらえなかったんですけれどもね。そんな、い
ろいろ行くに当たってちよっとトラブルもありま
した。

とにかく、そこに今お配りしたこの資料のアマ
ゾンの中にあるセラ・ペラダという、本当に、
見た写真のように、アリの地獄みたいに、すり鉢
みたいな感じになって、この資料、外務省の方か
ら提供していただきました。ありがとうございま
した。後ろの写真は、そこに私が行ったときの写
真なんです、何というんですかね、人間の欲望
というのか、金に群がる、本当に命も顧みずとい
う場面を見たんですが、その欲望の形というか。
この金山だけではないんですが、先ほど同僚議

員からも質問がありました、アマゾン川で金の採
取をするんです。私も現場を見て、砂に水銀を入
れて、金に付着して、それを取り出して、そうし
てそれを今度は蒸気で上げると大気中に飛んでい
き、そういう金の採取の仕方がアマゾン川の至る
所で行われておりました。

先ほど馬場先生の方からお話があった水俣病
という、初めて私も水俣病という、向こうのブラ
ジル語で言うとドエンサ・デ・ミナマタと、本当
にある意味有り難くない病名が世界中に広がった
ということ、それを撰取した魚が奇形という
か、もう背骨がこんなに曲がったりしておりまし
た。それを今度はインディオが食して、そして食
物連鎖というか、インディオにイタイイタイ病と
いうのが出たんです。当時、私も行って、水銀
の問題というのを私なりに勉強もさせてもらっ
たんですが、水銀を使わないで何とか金を取り出す
方法がないのかと、幾つかの技術も聞いたことが
あるんですが。

そこで、今日お聞きいたしますが、水銀を使わ
ないで、その前に、今ブラジルで水俣病の、目の
当たりに見ましたけど、現時点で水俣病の発病が
ある国は何か国ぐらいあるんでしょうか。

○国務大臣(岸田文雄君) 世界における主な水銀
汚染の発生原因としては、工場廃液あるいは有機
水銀系農薬によるもの、そして近年では金採掘に
よるもの、それから廃鉱山から生ずるもの、そし
て工場跡地残留水銀処理によるもの、原因としま
してはこうした多くのものが考えられます。

よって、現在、この水銀による健康被害が確認
されている国を網羅的に答えすること、これ困
難ではあります、住民等に対する水銀暴露の疑
いが指摘されている国としては、モンゴル、カン
ボジア、タンザニア、ブラジルなどがあります。
我が国が調査又は技術移転のために研究者を派遣
した国だけでも九か国存在するというところで
が、恐らく実態はそれ以上であると考えます。
○アントニオ猪木君 次に、貯蔵・管理状況を定
期報告とありますが、既に存在している水銀を貯

蔵する場合、どのような安全管理をしているの
か、また、どの機関がどのような報告を受け、現
地ではどのような定期検査を行っているのか、お
聞きしたいと思えます。

○政府参考人(北島智子君) お答えいたします。
水俣条約の担保措置を規定しております水銀に
よる環境の汚染の防止に関する法律案におきまし
ては、水銀等の不適正な貯蔵による環境への飛
散、漏出を防ぐ観点から、水銀等の貯蔵に関する
指針を策定し、一定量以上の水銀等を貯蔵する者
に対し事業所管大臣への報告を義務付けるとも
に、必要な場合には指針を勧告し、水銀等を貯蔵
する者に対し勧告を行うなどの規制を設けること
としております。

水銀による環境の汚染の防止に関する法律案に
おきましては、事業所管大臣は、この一定量以上
の水銀等を貯蔵する者からの報告を受けまして、
その上で、必要な場合には指針を勧告して、水銀
等を貯蔵する者に対して勧告を行う、また水銀等
を貯蔵する者の事務所等への立入検査を行うこと
ができることとしております。

これらの措置によりまして、水銀等の環境保全
上、適正な貯蔵を確保してまいります。

○アントニオ猪木君 まだお聞きしたいこともあ
るのですが、時間なので、ありがとうございま
す。

○浜田和幸君 次世代の党の浜田和幸です。
外務大臣にいろいろとお聞きしたいと思いま
す。

今ずっと話題になりました小規模の金の採掘に
関して、やっぱり水銀アマルガム法ですね、AS
GM、これが、さっきの猪木議員の写真にもあり
ましたように、途上国を中心にして幅広く採用さ
れている。一説によれば、七十か国以上で一千万
人から一千万人もの人たちがこういう危険に
さらされながら労働に従事していると。しかも、
その中には四百五十万人の女性と百万人を超える
子供たちがこういう危険な現場で作業に従事して
いる。これは、人道的な観点からも大変大きな問

題だと思っております。

日本がこの水俣条約を通じてこういう問題に取
り組む、大変素晴らしい有意義なことだと思っ
てすけれども、我が国ではこういったASGMは
実際には使っていないわけですね。こういう経
験がない。そういう中で、七十か国以上で実態も
分からないような状況に、日本とすればどうい
う形で支援、協力ができるのか、その辺りについ
てのお考えをまずお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(岸田文雄君) 小規模な金の採掘、い
わゆるASGMにおける水銀使用による健康被害
を削減するためには、これらの採掘を行う国にお
ける能力形成、代替技術の普及等のための支援を
行う、これが重要であると認識をしております。こ
の認識の下に、本条約の作成を受けて、地球環境
基金、GEFでは、小規模な金の採掘を行う国に
おける水銀の排出、放出削減等のための支援を開
始しています。同基金は、この条約上も条約の実
施を支援するための資金を供与することとなつて
おり、本条約発効後も引き続きこれらの支援が行
われることとなります。

我が国については、これまで、我が国の経験及
び教訓を生かして調査、モニタリング技術等の普
及、人材育成等を実施しておりますが、特に人材
育成支援においては、昨年実施したプログラムに
おいてASGMへの対応も取り扱ったところであ
ります。今後も、本条約の目的に資する支援、
しつかり行っていくと考えています。

○浜田和幸君 その地球環境基金、あるいは日本
もODA等を通じて様々な途上国の人材育成をす
る。先ほどの答弁の中にも、昨年、JICAが七
か国から十名の研修生を受け入れて日本で研修を
させた。

要するに、水銀汚染防止に関わる専門家を日本
で養成するというところですけれども、どういつた
国からどういつた人を受け入れて、日本ではどうい
うようなところがそういう研修生の言つてみれば
技能研修に携わっていたのか。中国とかブラジル

から研修生を受け入れたということが言われていますけれども、実際の、一年たつて、その研修の効果、あるいは今後どのような形で日本での研修が生かされることにつながるのか、その辺りについて見解をお聞かせください。

○国務大臣(岸田文雄君) 平成二十五年の水俣条約外交会議において、我が国から水銀分野に特化した支援として途上国の水銀対策分野での人材育成支援を実施すること、表明をしております。その内容として、平成二十六年度から三年間の間、JICAの課題別研修として約三千万円規模の支援を実施するというものであります。この事業の下で、昨年度については、昨年十一月から十二月にかけて、中国、ブラジルなど七か国から十名が来日し、東京及び水俣で研修に参加をいたしました。

是非、こうした支援を通じて、今後これらの国における水銀対策の具体的な成果が上がることを期待したいと考えております。

○浜田和幸君 昨年十一月から十二月にかけて東京と水俣で研修を受けたということですが、けれども、どのような研修の中身であったのか、本場に各国が今取り組んでいるという問題に効果的な研修が行われているのか。それよりも前に、例えばその七か国からどのような日本に対する要請、人材育成支援プログラムで日本がお金を出し、技術も提供する、経験を共有する、それはとても必要なことだと思ふんですけれども、そういう水銀アマルガム法等を実際にやっている国々の政府から一体的にどのような要請が日本に来ているのか。

もちろん、その要請に基づいてJICAの先ほどの三千万円の予算を使って研修が行われたと思うんですけれども、そういう途上国からの要望と日本が提供している実習とのちゃんとマッチングが行われているのかどうか、その辺りの評価ですね、どういふ要望があつて、日本がこういうことをやって、その効果がこれだけ確認されていますと。それが分かればはかの国々に対してそこは

アピールすることができると思ふんですけれども、その辺りの実際の評価、効果のほどはどういう具合に今受け止められておられるのか、その辺りについてお考えをお聞かせください。

○政府参考人(尾池厚之君) お答えを申し上げます。

今回、今回というか、昨年十一月から十二月にかけて行われた研修でございますけれども、この研修は、七か国、中国、タイ、エクアドル、ブラジル、ケニア、ソロモン諸島、クック諸島から十名が来日をいたしました。

このコースが設けられた背景といたしまして、日本の水銀汚染の歴史的背景と、それに日本がどのように対応してきたか、これを事例に即しまして理解をしていただくという、そういうようなプログラムの組み方をしております。このおられました間に、実に様々なところに行きまして、非常に幅広い講義あるいは見学などをしてきてございます。その際には、先ほどありましたように、東京にいたただけではなくて水俣にも行って、現地で様々な問題を実際に視察をしてきたということでございます。

これが研修に来られた方々の本場でどれぐらいの効果も上げたかについては、まだまだ、割と最近の話ですから見ていく必要があると思ひますけど、相当広範な知識を持って帰られたというふうな考へてございます。

○浜田和幸君 ということは、水俣でのこれまでの歴史的な経緯ですとか、そういうことを情報として持つて帰られたということ、例えば新しい技術移転につながるような、そういう技能研修とは違ふという理解でよろしいんですね、今のところは。

○政府参考人(尾池厚之君) お答え申し上げます。

水俣の事例だけではなくて、より新しい様々な日本の対策についても研修が行われています。例えば一例を挙げますと、石炭火力発電所からどうやって水銀を除去するか、そういうような話です

とか、あるいは環境アセスメントの在り方についてなど、必ずしも水俣と直接関係したわけではない新しい話についても様々な研修がございました。

○浜田和幸君 ありがとうございます。

大気汚染、水質汚濁、廃棄物処理、そういったことについて総合的に取り組むということが織り込まれているわけですから、是非、日本の技術経験といったものを世界に共有できる、そういう方向で進めていただきたいと思います。

最後に、先ほど大臣の答弁の中で、日米のこの分野の協力の一環として国連のサイドイベントを昨年された。オバマ政権はこの水銀問題に対して大変熱心に取り組んでいることが言われているんですけれども、日米の協力、この分野の、それについての見通し、具体的に今後どういふようなことが可能なのか、もし具体的な協力の案件があれば御紹介いただければと思ひます。

○政府参考人(尾池厚之君) お答え申し上げます。

日米で協力する可能性があると思へば、アメリカも日本もそれぞれこのアジア地域でいろんなことをやっていますので、GEF、まさにGEFの資金を使ひまして日米がやっていることをそれぞれ連携させていく可能性はないかという話は現にございました。これにつきましては今回の日米首脳会談の中でも、もちろん首脳同士の話ではありませんが、今後どういふことができるか、日米間で議論していきたいと考えてございます。

○浜田和幸君 ありがとうございます。

○委員長(片山さつき君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、石川博崇君が委員を辞任され、その補欠として河野義博君が選任されました。

○糸数慶子君 無所属の糸数です。よろしくお願ひいたします。

まず、人や環境に有害な化学物質について国際的な管理を目的とした国際条約には、これまで、バーゼル条約やロッテルダム条約など一定の有害物質を対象にした条約がありました。今回、有害金属類の中でも水銀に特化して条約が作成され、その名称も水銀に関する水俣条約として水俣の名前が掲げられたことは、我が国が経験した水俣病の教訓を忘れず、それを象徴するものとして有意義なことであるというふうに思ひます。

有害金属類にはほかに鉛やカドミウムなどがある中で、今回なぜ水銀に特化した条約が作成されたのか、その経緯をお伺ひいたします。

○国務大臣(岸田文雄君) まず、水銀は、一度環境に排出されると、分解することなく環境中を循環する特性を有しています。よって、産業革命以降、人為的な排出によりまして環境中の水銀濃度は増加し続けている、こういった実情があります。そして、現在でも途上国を中心として利用され、金の採掘や廃鉱山からの水銀汚染、工場跡地における残留水銀の処理等の問題が発生し続けています。

このような事情を踏まえて、平成二十一年、国連環境計画第二十五回管理理事会において本条約の作成が決定されるに至りました。我が国は、この水俣病の経験を踏まえ、水銀汚染対策の強化を進めるべきとの立場から、本条約の交渉に積極的に参加し、計五回の交渉が行われました。そして、その結果、平成二十五年十月十日、熊本において開催された外交会議において本条約が採択された次第であります。このような経緯をたどっております。

○糸数慶子君 この水銀の管理の強化については、二〇〇〇年代以降、国際的な議論が進められてまいりました。その中で、当初は、水銀の輸出入、それから排出について、まず法的拘束力のある国際約束を作成しようとする考え方と、各国による自主的な取組を強化することで対応可能であるとする考え方があったというふうに聞いております。

まず、議論のその最初の段階で、米、国、EU、そして中国などがこうした水銀管理の条約化についていかなる考え方を持っていたのか。その上で、我が国がどのような立ち位置を取り、どのような提案を行ったのか。水俣病の経験を持つ我が国は、この水銀の管理について最も厳しい主張を行い、法的拘束力のある国際約束を作成することを強く推進していく必要があったのではないのでしょうか。この条約作成に当たって我が国が果たしてきた役割、改めて伺います。

○国務大臣(岸田文雄君) 御指摘のように、本条約の検討に当たっては、様々な考え方、立場の違いがありました。当初、米、EU、中国を含む各国は、法的拘束力のある枠組みを求める国、一方で自主規制で十分とする国など立場の違いがありましたし、また、交渉過程では、途上国を中心に、一次採掘や水銀添加製品の製造、輸出入など多くの分野で、条約発効後の即時の規制導入について消極的な国が存在いたしました。

こうした立場の違いがありましたので、我が国としては、こうした状況を踏まえつつ、我が国でこの会議を開催すること、あるいはアジア太平洋地域のコーディネーターとしての役割を果たすなど、交渉促進に貢献してきた次第であります。条約の名称についても、水銀に関する水俣条約とすることを提案いたしましたし、また、条約の内容面におきまして、我が国等の主張に基づいて、水銀に関する健康側面について独立した規定が設けられる、様々な貢献を行った次第であります。我が国としての取組、貢献については、以上申し上げたようなことであると認識をしております。

○糸数慶子君 次に、本条約においては水銀を使った製品のリストが掲げられ、それらが製造や輸出入が禁止されておりますが、電池や蛍光灯ランプ、体温計などがその対象となっておりまして、同様にそれぞれ例外も認められています。なぜ水銀を使った製品について一律に利用を禁止することができなかったのでしょうか。

また、禁止の対象となった製品は、その廃止期

限について二〇二〇年までというふうなされておりますが、締約国の要請によればこれを最大十年延長することもできるとなっております。条約作成過程において利用禁止の対象として判断されたのであれば条約発効後即時に利用を禁止すべきだと考えますが、どのような事情があったのか、お伺いいたします。

○政府参考人(尾池厚之君) お答えを申し上げます。世界的規模で実効的な水銀の規制を行うためには、本条約への途上国を含む幅広い参加を得ることがどうしても必要でございました。この観点から、条約の作成過程におきましては一定の柔軟性を持って交渉が進められたと。この結果、段階的に水銀の使用を削減するというふうな内容で合意された部分もございますし、あるいは、今委員から御指摘がありましたように、最初五年間、さらに、締約国会議の許しが得られれば更に五年間の延長を認めるというふうな形で柔軟性が設けられているところもございます。

ただ、この条約が現に規制しているものが未来永劫これしかないということではないのでございまして、この条約の中には将来的に追加的な規制を検討するための規定というものも置かれてございます。条約の目的を実現するために現実的かつ効果的な枠組みを定めるものというふうなことでございまして、将来的には規制対象が広がるということも十分考えられてございます。

○糸数慶子君 加えて、我が国におきまして、電池や体温計など国民生活に身近に関わってくる製品をめぐる現状と、条約が発効した場合にどのようなのか。例えば、虫歯の治療に使われる歯科用アマルガムについては、使用禁止ではなく、段階的に削減するための措置を締約国がとることとされておりますが、なぜ歯科用アマルガムだけこのような扱いとなったのか、併せて我が国の使用状況も伺います。

○政府参考人(尾池厚之君) 歯科用アマルガムに

関しまして、まず御答弁を申し上げます。歯科用アマルガムは、歯科治療の充填剤として現在でも途上国ではかなり広く使われてございまして。そのため、即時の使用禁止とすると対応が困難であるという国がございました。こういうことで、交渉過程におきまして、使用を段階的に削減する措置をとるということで合意されたところでございます。

我が国に関しまして申し上げれば、歯科用アマルガムの利用状況で、これは国内で使われている水銀の使用量約八トンのうち、この歯科用アマルガムで使われているものは二十キログラム、僅か〇・三%ということでございます。

それから、それ以外の様々な、蛍光灯ランプですとか体温計でございますけれども、これらのものにつきましては、二〇二一年以降の製造及び輸出入が禁止をされているということになってござい

ます。○糸数慶子君 最後に、水俣病を経験した我が国が、水銀の恐ろしさをよく認識し、水銀を使った製品の利用を減らしていくことができたかもしれない。しかし、途上国を始めとして、暮らしの中でいまだ水銀が常態的に利用されているという現状があります。

我が国は、国際社会に向かって率先して水銀利用に対する注意喚起を行っていくべきだと思いますが、本条約を締結するに当たって、外務大臣の認識を伺って、終わりたいと思います。

○国務大臣(岸田文雄君) 情報提供あるいは注意喚起について御質問をいただきましたが、水俣病の経験を有する我が国においては、他国に先駆けて水銀代替・削減技術の開発、導入が進められております。しかし、その一方で、世界においては途上国を中心に相当量の水銀が引き続き使用され、水銀汚染が発生しております。こういった状況ですの、我が国が情報提供、注意喚起を率先して行う、大変大きな意義があると考えております。

これまでも、世界における水銀対策のための調査、あるいは日本が培ってきた環境技術の移転等の協力、また、水俣条約への各国の署名、締結を

促進するためのサイドイベント、こうした情報提供に取り組んできましたが、是非こうした取組は今後も続けなければならぬと思いますし、一層強化していきたいと考えます。

○糸数慶子君 終わります。○委員長(片山さつき君) 他に御発言もないよう

ですから、質疑は終局したものと認めます。これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

水銀に関する水俣条約の締結について承認を求めるの件を承認することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(片山さつき君) 全会一致と認めます。よって、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(片山さつき君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

外務大臣は御退席いただいて結構でございます。

○委員長(片山さつき君) 次に、防衛省設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。中谷防衛大臣。

○国務大臣(中谷元君) ただいま議題となりました防衛省設置法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

防衛省の所掌事務をより効果的かつ効率的に遂行し得る体制を整備するため、防衛装備庁の新設、技術研究本部及び装備施設本部の廃止、内部部局の所掌事務に関する規定の整備、自衛官定数の変更、航空自衛隊の航空総隊の改編等の措置を

講ずる必要があります。

以上がこの法律案の提案理由であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

まず、防衛省設置法の一部改正について御説明いたします。

第一に、平成二十七年に実施する防衛省改革の主な事業として、統合運用機能の強化、内部部局の改編、防衛装備庁の新設を行うこととしており、これらに必要な措置として、防衛装備庁の設置、任務、所掌事務を新たに規定するとともに、統合幕僚監部の所掌事務、内部部局の所掌事務についても所要の規定の整備を行うこととしております。

第二に、防衛装備庁の新設、自衛隊の部隊の改編等に伴い、自衛官の定数を変更することとしております。

次に、自衛隊法の一部改正について御説明いたします。

第一に、南西地域における防空態勢の充実のため、航空自衛隊の那覇基地に第九航空団を新編することとしております。

第二に、防衛装備庁の新設に伴い、同庁の職員である隊員の任用等は、幹部隊員及び自衛官を除いて、防衛装備庁長官又はその委任を受けた者が行うこととする等の所要の規定の整備を行うこととしております。

第三に、自衛隊の部隊の改編に併せ、即応予備自衛官の員数を変更することとしております。

最後に、自衛隊員倫理法の一部改正について御説明いたします。

これは、防衛装備庁の新設に伴う所要の規定の整備を行うこととしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(片山さつき君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十三分散会

五月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、防衛省設置法等の一部を改正する法律案

防衛省設置法等の一部を改正する法律案

防衛省設置法等の一部を改正する法律案

(防衛省設置法の一部改正)

第一条 防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「防衛省」を「本省」に、「第三十二

条」を「第三十条」に、「第三十三条」第三十

五条」を「第三十一条」第三十三条」に、「第

三十六」を「第三十四条」に、「第四章 職員

の職務遂行等(第三十七条―第三十九条)」を

「第四章 防衛装備庁

第一節 設置並びに任務及び所掌事務

第一款 設置(第三十五条)

第二款 任務及び所掌事務(第三十六条・

第三十七条)

第五章 職員の職務遂行等(第三十九条―第四

第三十七条)に改める。

第四十条中第三十三号を第三十四号とし、第三

十二号を第三十三号とし、第三十一号の次に次

の一号を加える。

三十二 所掌事務に係る国際協力に関するこ

と。

第六十条中「十五万二千二百三十人」を「十五万八

千三百三十人」に、「四万五千四百九十四人」を「四万

五千三百六十三人」に、「四万七千七百七十三人」を

「四万六千九百四十人」に、「千九百八十人並びに」

を「千九百七十八人」に、「四十人」を「四十八人並び

に防衛装備庁に所属する陸上自衛官、海上自衛

官及び航空自衛官四百七十八人」に、「二十四万七千

百六十人」を「二十四万七千五百五十八人」に改め

る。

第三章の章名中「防衛省」を「本省」に改める。

第八条第四号中「第三十一号」を「第三十二号」

に改め、「第三十条第一項第三号から第五号ま

でに掲げるものを除く。」を削り、同条第五号

中「第八号」を「及び第八号」に改め、「第十

三号及び第十四号」を削り、同条第七号を第

八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 前各号に掲げるもののほか、防衛省の所

掌事務に関する各部局及び機関の施策の統

一を図るために必要となる総合調整に関す

ること。

第十二条の見出し中「局長の下に」並びに防

衛装備庁長官を加え、同条中「局長は」を「局長

並びに防衛装備庁長官は、統合幕僚長、陸上幕

僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長以下「幕僚

長」という。が行う自衛隊法第九条第二項の規

定による隊務に関する補佐と相まつて、第三条

の任務の達成のため、防衛省の所掌事務が法令

に従い、かつ、適切に遂行されるよう」に改

め、「次の事項について」を削り、各号を削

る。

第十三条中「置かれる審議会等」の下に「本省

に置かれるもの」を加える。

第十四条中「防衛省」を「本省」に改める。

第十九条第一項中「防衛省」を「本省」に、

「情報本部」を「情報本部」に改め、同条第二項

中「機関」の下に「本省に置かれるもの」を加え

る。

第十九条の二第四項中「情報本部長」を「情報

本部長

装備庁長官」に改める。

第二十二号中第八号を第九号とし、第七号の

次に次の一号を加える。

八 前各号に掲げるもののほか、所掌事務の

遂行に必要な連絡調整に関すること。

第二十九条及び第三十条を削り、第三十一条

を第二十九条とし、第三十二条を第三十条とす

る。

第三十三条第一項中「防衛省」を「本省」に改

め、同条第二項第一号中「第三十三号」を「第三

十四号」に改め、同条第三項を第四項とし、

第二項の次に次の一項を加える。

3 地方防衛局は、前項の規定により分掌する

事務のうち、第三十七条に規定するもの(第

四号第十三号及び第三十四号に係るものに限

る。)については、防衛装備庁長官の指揮監督

を受けるものとする。

第三章第六節中第三十三号を第三十一条と

し、第三十四号を第三十二号とし、第三十五号

を第三十三号とする。

第三十六条中「施設等機関」を「本省に置かれ

る施設等機関」に改め、第三章第七節中同条を

第三十四号とする。

第三十九条を第四十一条とし、第三十八条を

第四十条とし、第三十七条を第三十九条とす

る。

第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章

を加える。

第四章 防衛装備庁

第一節 設置並びに任務及び所掌事務

第一款 設置

第三十五条 国家行政組織法第三条第二項の規

定に基づいて、防衛省に、防衛装備庁を置

く。

2 防衛装備庁の長は、防衛装備庁長官とす

る。

第二款 任務及び所掌事務

(任務)

第三十六条 防衛装備庁は、装備品等につい

て、その開発及び生産のための基盤の強化を

図りつつ、研究開発、調達、補給及び管理の

適正かつ効率的な遂行並びに国際協力の推進

(所掌事務)

第三十七条 防衛装備庁は、前条の任務を達成するため、第四条第五号から第七号まで、第九号から第十一号まで、第十三号から第十五号まで及び第三十二号から第三十四号までに掲げる事務(第八条第六号に掲げるものを除く。)をつかさどる。

第二節 職員

(防衛装備庁の職員)

第三十八条 防衛装備庁に、自衛官、事務官、技官その他所要の職員を置くことができる。
附則第三項中「第三十三条第二項各号」を「第三十一條第二項各号」に改める。
附則第四項中「第三十九條」を「第四十一條」に改める。
附則第五項中「防衛省」を「防衛省本省」に改める。

第二条 防衛省設置法の一部を次のように改正する。

第六条中「十五万八百七十三人」を「十五万八百六十三人」に、「四万五千三百六十三人」を「四万五千三百六十四人」に、「三百六十七人」を「三百六十八人」に、「千九百七人」を「千九百十一人」に、「二十四万七千五百五十八人」を「二十四万七千五百五十四人」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第三条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「防衛省の内部部局」を「防衛省本省の内部部局」に改め、「技術研究本部、装備施設本部」を削り、「航空自衛隊の下に」並びに「防衛装備庁(政令で定める合議制の機関を除く。)」を加える。

第五条第一項中「防衛省」を「防衛省本省」に改め、「技術研究本部、装備施設本部」を削り、「機関若しくは」を「機関」に、「機関で」を「機関若しくは防衛装備庁の施設等機関で」に改める。

第二十条第四項中「航空隊」を「航空団」に改め

る。

第二十条の八第二項中「航空方面隊司令官の下に」航空混成団に属する航空団の航空団司令は航空混成団司令の「」を加える。

第三十条の二第二項第六号中、「防衛審議官、官房長を」若しくは「防衛審議官、防衛省本省の官房長に改め、「次長」の下に、防衛装備庁長官若しくは防衛装備庁の部長を加え、同項第七号中「防衛省」を「防衛省本省若しくは防衛装備庁」に改める。

第三十一条第一項中「懲戒処分は、」を「懲戒処分(次項において「任用等」という。)は、幹部隊員にあつては防衛大臣が、幹部隊員以外の隊員にあつては、」幹部隊員にあつては、防衛大臣を「防衛装備庁の職員である隊員(自衛官を除く。)」にあつては、防衛装備庁長官又はその委任を受けた者」に改め、同条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 防衛装備庁長官は、防衛装備庁における適切な人事管理を確保するために必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、防衛装備庁の職員である自衛官の任用等について意見を述べるができる。この場合において、防衛大臣は、その意見を尊重するものとする。

第三十一条の二第二項中「防衛大臣」の下に「若しくは防衛装備庁長官」を加える。

第三十一条の五第一項中「防衛大臣」の下に「及び防衛装備庁長官」を加え、同条第二項中「第三十一条第三項」を「第三十一条第五項」に改め、「防衛大臣」の下に「又は防衛装備庁長官」を加える。

第三十一条の六第一項中「防衛大臣」の下に「又は防衛装備庁長官」を加える。

第三十六条の六第一項第一号中「技術研究本部」を「防衛装備庁の施設等機関」に改める。

第四十八条の次に次の一条を加える。

(審査請求の特例)

第四十八条の二 防衛装備庁の職員である隊員

(幹部隊員及び自衛官を除く。次項において同じ。)は、防衛装備庁長官により、その意に反して、降任され、休職にされ、若しくは免職され、又は懲戒処分を受けた場合においては、防衛大臣に対して審査請求をすることができ。

2 防衛装備庁長官の委任を受けた者により防衛装備庁の職員である隊員がその意に反して降任され、休職にされ、若しくは免職され、又は懲戒処分を受けた場合における審査請求は、防衛大臣に対して行うものとする。

第六十五条の三第二項第二号中「防衛省」を「防衛省本省」に改める。

第六十五条の四第二項中「防衛省」を「防衛省本省若しくは防衛装備庁」に改め、同条第三項中「若しくは内部部局」を「防衛省本省の内部部局」に改め、「局長の下に」若しくは「防衛装備庁長官」を加え、同条第五項第二号中「防衛省

別表第三中 第八航空団 第八航空団司令部 福岡県築上郡築上町 那覇市 団司令部 那覇市 に改める。

(自衛隊員倫理法の一部改正)

第四条 自衛隊員倫理法(平成十一年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

目次中「懲戒手続等」を「懲戒手続の特例等」に、「第十二条」を「第十三条」に、「第十三条」を「第十四条」に、「第十四条」を「第十五条」に改める。

第二条第三項中「審議官級以上の自衛隊員」を「本省審議官級以上の自衛隊員」に改める。

第五条第二項中「防衛大臣」の下に「又は防衛装備庁長官」を加え、同条第三項に後段として次のように加える。

次項の規定による防衛装備庁長官の求めが

に「を」防衛省若しくは防衛装備庁に」に改める。

第六十五条の八第一項中「第六十六条の二十一项及び第二項」を「第六十六条の二十一项の」に改め、「第六十五条の四十項」との下に「同法第六十六条の二十一项中「任命権者において」とあるのは「防衛大臣(防衛装備庁の職員(自衛隊法第三十条の二第二項第六号に規定する幹部隊員及び自衛官を除く。))にあつては、防衛装備庁長官において」と、「任命権者に対し」とあるのは「防衛大臣に対し」とを加える。

第七十五条の二第二項中「八百七十五人」を「八百七十五人」に改める。

第一百条の二第一項中「防衛大臣は、」の下に「防衛省本省の」を加え、「技術研究本部、装備施設本部」を削り、「地方防衛局の下に」若しくは「防衛装備庁」を加える。

福岡県築上郡築上町 第八航空団 第八航空団司令部 第九航空団 第九航空団

あつた場合についても、同様とする。

第五条第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 防衛装備庁長官は、第二項の訓令を定めるに当たっては、防衛大臣に対し、自衛隊員倫理審査会の意見を聴くことを求めなければならない。

第六条第一項中「防衛大臣」の下に「(防衛装備庁の職員である自衛隊員(自衛隊法第三十条の二第二項第六号に規定する幹部隊員及び自衛官を除く。以下単に「防衛装備庁の職員である自衛隊員」という。))にあつては、防衛装備庁長官」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」

に、「写しを」を「写し及び前項の規定により送付を受けた贈与等報告書の写しを、」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 防衛装備庁長官は、前項の規定により贈与等報告書の提出を受けたときは、当該贈与等報告書の写しを防衛大臣に送付しなければならない。

第七条第一項中「審議官級以上の自衛隊員を」を「本省審議官級以上の自衛隊員」に改め、「防衛大臣」の下に「防衛装備庁の職員である自衛隊員にあつては、防衛装備庁長官」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「写しを」を「写し及び前項の規定により送付を受けた株取引等報告書の写しを、」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 防衛装備庁長官は、前項の規定により株取引等報告書の提出を受けたときは、当該株取引等報告書の写しを防衛大臣に送付しなければならない。

第八条第一項中「審議官級以上の自衛隊員を」を「本省審議官級以上の自衛隊員」に改め、「防衛大臣」の下に「防衛装備庁の職員である自衛隊員にあつては、防衛装備庁長官」を加え、同条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に、「(第一項の所得等報告書又は前項の納税申告書の写しをいう。次条第一項において同じ。の写しを)」を「写し及び前項の規定により送付を受けた所得等報告書の写しを、」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 防衛装備庁長官は、第一項の規定により所得等報告書の提出を受けたとき、又は前項の規定により納税申告書の写しを提出を受けたときは、当該所得等報告書又は納税申告書の写し(以下「所得等報告書等」という。)を防衛大臣に送付しなければならない。

第九条第一項中「防衛大臣」の下に「防衛装備庁の職員である自衛隊員が提出した各種報告書

にあつては、これらを受理した防衛装備庁長官」を加え、同条第二項中「に対し」を「又は防衛装備庁長官に対し」に改める。

第四章の章名中「懲戒手続等」を「懲戒手続の特例等」に改める。

第十条中「防衛省」を「防衛省本省」に改める。

第十一条第一項第三号中「次条第一項」の下に「第十六条第二項及び第十九条第二項」を加え、同項第四号中「並びに次条第二項及び第三項」を「次条第二項及び第三項、第十四条第二項(第十五条第二項において準用する場合を含む。)、第十五条第一項、第十七条第二項、第十八条第二項、第二十条第一項及び第二項、第二十一条並びに第二十三条」に改める。

第十二条の見出し中「防衛大臣を」を「防衛省本省の職員である自衛隊員等に対する防衛大臣」に改め、同条第一項中「自衛隊員」の下に「防衛装備庁の職員である自衛隊員を除く。」を加え、同条第三項中「は、自衛隊員」の下に「防衛装備庁の職員である自衛隊員を除く。」を、「含む」の下に「以下同じ」を加える。

第十四条を第二十五条とする。

第十三条第一項中「防衛省に、」を「防衛省本省及び防衛装備庁に、それぞれに改め、第五章中同条を第二十四条とする。

第四章中第十二条の次に次の十一条を加える。

(調査の端緒に係る防衛装備庁長官の報告)
第十三条 防衛装備庁長官は、防衛装備庁の職員である自衛隊員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料するときは、その旨を防衛大臣に報告しなければならない。

(防衛装備庁の職員である自衛隊員に対する防衛装備庁長官による調査)
第十四条 防衛装備庁長官は、防衛装備庁の職員である自衛隊員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料して当該行為に關して調査を行うおう

とするときは、防衛大臣にその旨を通知しなければならない。

2 防衛大臣は、防衛装備庁長官に対し、前項の調査の経過について、報告を求め、又は審査会の意見を聴いて、意見を述べることができる。

3 防衛装備庁長官は、第一項の調査を終了したときは、遅滞なく、防衛大臣に対し、当該調査の結果を報告しなければならない。

(防衛装備庁長官に対する調査の要求等)
第十五条 防衛大臣は、防衛装備庁の職員である自衛隊員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料するときは、審査会の意見を聴いて、防衛装備庁長官に対し、当該行為に關する調査を行うよう求めることができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の調査について準用する。

(共同調査)

第十六条 防衛大臣は、第十四条第二項(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定により報告を受けた場合において必要があると認めるときは、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為に關し、防衛装備庁長官と共同して調査を行うことができる。この場合においては、防衛大臣は、防衛装備庁長官に対し、共同して調査を行う旨を通知しなければならない。

2 防衛大臣は、前項の調査を行う場合には、審査会に対し、防衛装備庁長官と共同して当該調査を行うよう命じなければならない。

(防衛装備庁長官による懲戒処分)

第十七条 防衛装備庁長官は、防衛装備庁の職員である自衛隊員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為があることを理由として懲戒処分を行おうとするときは、あらかじめ、防衛大臣の承認を得なければならない。

2 防衛大臣は、前項の承認を行うに当たつて

は、審査会の意見を聴かなければならない。
(防衛装備庁長官による懲戒処分の概要の公表)

第十八条 防衛装備庁長官は、防衛装備庁の職員である自衛隊員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為があることを理由として懲戒処分を行った場合において、自衛隊員の職務に係る倫理の保持を図るため特に必要があると認めるときは、当該懲戒処分の概要の公表をすることができる。

2 防衛大臣は、防衛装備庁長官が前項の懲戒処分を行った場合において、特に必要があると認めるときは、審査会の意見を聴いて、防衛装備庁長官に対し、当該懲戒処分の概要の公表について意見を述べるることができる。

(防衛装備庁の職員である自衛隊員に対する防衛大臣による調査)

第十九条 防衛大臣は、第十三条の規定による報告又はその他の方法により防衛装備庁の職員である自衛隊員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料する場合であつて、自衛隊員の職務に係る倫理の保持に關し特に必要があると認めるときは、当該行為に關する調査の開始を決定することができる。この場合においては、防衛大臣は、あらかじめ、防衛装備庁長官の意見を聴かなければならない。

2 防衛大臣は、前項の調査を行う場合には、審査会に対し、当該調査を行うよう命じなければならない。

3 防衛大臣は、第一項の規定による決定をしたときは、防衛装備庁長官にその旨を通知しなければならない。

4 防衛装備庁長官は、前項の規定による通知を受けたときは、審査会が行う調査に協力しなければならない。

5 防衛装備庁長官は、第三項の規定による通知を受けた場合において、第一項の調査の対象となつている自衛隊員に対する懲戒処分又

は退職に係る処分を行うとするときは、あらかじめ、防衛大臣に協議しなければならぬ。ただし、次条第二項の規定による懲戒処分の勧告を受けたとき又は第二十二條の規定による通知を受けたときは、この限りでない。

(懲戒処分の勧告等)

第二十条 防衛大臣は、前条の調査の結果、審査会の意見を聴いて、防衛装備庁長官に対し、監督上必要な措置を講ずるよう求めることができる。

2 防衛大臣は、前条の調査の結果、防衛装備庁長官において懲戒処分を行うことが適当であると思料するときは、審査会の意見を聴いて、防衛装備庁長官に対し、懲戒処分を行うべき旨の勧告をすることができる。

3 防衛装備庁長官は、前項の勧告に係る措置について、防衛大臣に対し、報告しなければならない。

(防衛装備庁の職員である自衛隊員に対する防衛大臣による懲戒処分)

第二十一条 防衛大臣は、第十九條の調査を経て、必要があると認めるときは、自衛隊法第三十一条第一項の規定にかかわらず、審査会の意見を聴いて、当該調査の対象となつてゐる自衛隊員に対し懲戒処分を行うことができる。

(調査終了及び懲戒処分の通知)

第二十二條 防衛大臣は、第十九條の調査を終了したとき又は前条の規定により懲戒処分を

行つたときは、その旨及びその内容を防衛装備庁長官に通知するものとする。

(防衛大臣による懲戒処分の概要の公表)

第二十三條 防衛大臣は、第二十一条の規定により懲戒処分を行つた場合において、自衛隊員の職務に係る倫理の保持を図るため特に必要があると思料するときは、審査会の意見を聴いて、当該懲戒処分の概要の公表をすることができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条の規定並びに第三条中自衛隊法第二十条第四項、第二十条の八第二項、第七十五条の二第二項及び別表第三の改正規定は、平成二十八年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

(国家公務員法の一部改正)

第二条 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第十六号中「第三十九條」を「第四十一条」に改める。

第六十一条の九第二項第一号中「第三十一条第二項」を「第三十一条第三項」に改める。

(国家行政組織法の一部改正)

第三条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一 防衛省の項を次のように改める。

防 衛 省

防 衛 装 備 庁

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法等の一部改正)

第四条 次に掲げる法律の規定中「防衛省」を「防衛省本省」に改める。

一 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に

関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第四百十号)第十四条第二項

二 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律(平成十六年法律第一百七号)第九十三條

三 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成十九年法律第六十七号)第十四条第一項

(防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正)

第五条 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「防衛審議官」の下に、「防衛装備庁長官」を加える。

第十八條の二第二項中「第四十九條」を「第四十八條の二」に改める。

(国際機関等)に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律の一部改正

第六条 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律(平成七年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次のただし書を加える。

ただし、防衛装備庁に所属する職員(自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第三十条の二第一項第六号に規定する幹部隊員及び自衛官を除く)の派遣は、防衛装備庁長官が行う。

第二条第三項及び第四条第一項中「防衛大臣」の下に「又は防衛装備庁長官」を加える。

第十一条中「(昭和二十九年法律第六十五号)」を削る。

(研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部改正)

第七条 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成二十年法律第六十三号)

の一部を次のように改正する。

第二条第十一項第二号中「第三十七條」を「第三十九條」に改める。

(国家公務員法等の一部を改正する法律の一部改正)

第八条 国家公務員法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第七條第二項中「新自衛隊法第三十一条から」を「自衛隊法第三十一条から」に、「新自衛隊法第三十一条第二項」を「同法第三十一条第三項」に、「新自衛隊法第三十一条の二」を「同法第三十一条の二」に改める。

附則第八條第二項中「第十七條の規定による改正後の自衛隊法(次項において「新自衛隊法」という)第三十一条第三項及び第四項」を「自衛隊法第三十一条第四項及び第五項」に改め、同条第三項中「新自衛隊法第五章第五節」を「自衛隊法第五章第五節」に、「新自衛隊法第六十五條の四第二項」を「同法第六十五條の四第二項」に改める。